

改正

昭和58年1月6日条例第3号

昭和59年9月28日条例第24号

昭和60年3月20日条例第6号

平成4年3月18日条例第9号

平成7年3月14日条例第6号

平成14年3月18日条例第18号

平成14年6月20日条例第25号

平成15年3月20日条例第13号

平成20年3月21日条例第4号

平成23年3月22日条例第3号

平成24年3月21日条例第4号

平成27年5月28日条例第27号

那智勝浦町子ども医療費支給条例

(目的)

**第1条** この条例は、子どもに係る医療費の一部をその保護者に支給することにより子どもの健康の保持及び増進に寄与し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において「子ども」とは15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「保護者」とは親権を行う者、その他で子どもを現に監護し、生計を維持している者をいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

(6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

4 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家庭訪問看護療養費、特別療養費及び保険外併用療養費をいう。

5 この条例において「一部負担金等」とは医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

6 この条例において「医療機関等」とは医療保険各法の規定により医療に関する給付を取り扱う病院、診療所若しくは薬局又はその他のものをいう。

（支給対象者）

**第3条** この条例に定める子ども医療費の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者であり、かつ那智勝浦町に住所を有する子ども（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている子どもを除く。以下「対象となる子ども」という。）の保護者をいう。

（支給）

**第4条** 町長は前条に定める支給対象者が対象となる子どもに係る保険給付につき一部負担金等を医療機関等に支払った場合において、子ども医療費として当該支払額を支給するものとする。

2 医療保険各法に基づく規約若しくは定款により附加給付を受ける定めがある場合又は他の法令等により医療費の給付を受けた場合における子ども医療費の支給額は、一部負担金等の額から当該給付を受ける額又は当該給付を受けた額を除いた額とする。

（受給資格の登録）

**第5条** この条例による支給対象者は、規則に定めるところにより受給資格の登録を受けなければならない。

（支給の方法）

**第6条** 第4条に定める子ども医療費の支給は、受給資格者の申請に基づき行うものとする。

2 町長は、前項による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、子ども医療費を支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、町長は保険給付につき受給資格者が医療機関等に支払うべき一部負担金等をその者に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払いがあったときは、当該受給資格者に対し、子ども医療費の支給があったものとみなす。

(届出の義務)

**第7条** 受給資格者として登録された者は、住所、氏名、加入保険、その他受給資格等に変更が生じた場合は、速やかに町長に届出なければならない。

(支給金の返還)

**第8条** 町長は、偽りその他不正の手段により子ども医療費の支給を受けた者があるときは、その者から既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は、この条例による子ども医療費の支給をした場合において、その受給事由が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、その者から損害賠償の支払を受けたときは、既に支給した金額の全部又は一部を返還させることがある。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

**第9条** 子ども医療費の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要なことは規則で定める。

#### 附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

#### 附 則 (昭和58年1月6日条例第3号)

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

#### 附 則 (昭和59年9月28日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

#### 附 則 (昭和60年3月20日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

#### 附 則 (平成4年3月18日条例第9号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成7年3月14日条例第6号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成14年3月18日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成14年6月20日条例第25号)

この条例は、平成14年8月1日から施行する。

#### 附 則 (平成15年3月20日条例第13号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年3月21日条例第4号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年3月22日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成24年3月21日条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の那智勝浦町子ども医療費支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に受けた医療に係る医療費について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

3 改正後の条例の規定により、新たに子ども医療費の支給を受けることができることとなるものに係る受給資格の登録その他子ども医療費を支給するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

4 施行日の前日において、この条例による改正前の那智勝浦町乳幼児医療費支給条例第5条の規定により受給資格の登録を受けている者は、施行日において、改正後の条例第5条の規定による受給資格の登録を受けた者とみなす。

**附 則**（平成27年5月28日条例第27号）

（施行期日）

**第1条** この条例は、平成27年8月1日から施行する。

（適用区分）

**第2条** この条例による改正後の那智勝浦町子ども医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以降に受ける医療に係る給付から適用し、施行日前に受けた医療に係る給付については、なお従前の例による。